

社会保険 しまね

No.804

平成28年
7月号

助け合い 生きる安心 社会保険

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



《砂と女》 楠本宗平 / 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

「算定基礎届」の提出は、お済みでしょうか？

「算定基礎届」は、年1回、被保険者の皆様の標準報酬月額（健康保険・厚生年金保険の保険料計算、保険給付、年金給付の基礎となる金額）を見直すための大切な届です。この届出によって、本年9月以降の標準報酬月額が決定され、毎月の保険料が決まります。

提出期限は **7月11日(月)** です。

まだ提出されていない場合は、至急提出をお願いします。

なお、文書にて別途ご案内している「算定基礎届等提出時の受付調査」の対象事業所においては、受付調査時に持参のうえご提出ください。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

対象者 ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

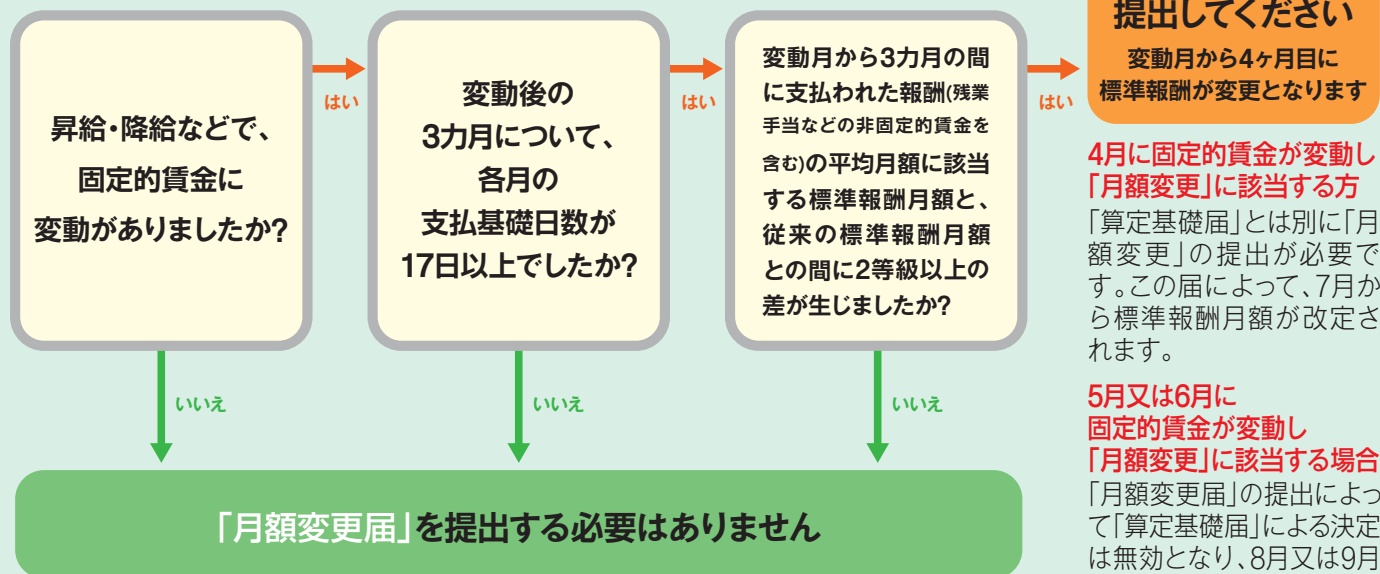
出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

地区	日	時	会場	お問い合わせ先
松江	8月17日(水)	13:30~16:00	くにびきメッセ(601大会議室)**	松江年金事務所 ☎0852-23-9540
出雲	8月22日(月)	13:30~16:00	出雲市民会館(302研修室)	出雲年金事務所 ☎0853-24-0045
浜田	8月 5日(金)	13:30~16:00	浜田年金事務所(大会議室)	浜田年金事務所 ☎0855-22-0670

「月額変更届」に該当していませんか？

被保険者の報酬が、昇給・降給など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、「算定基礎届」による定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、「月額変更届」の提出が必要です。

「月額変更」(随時改定)に該当するかどうかの確認



限度額適用認定証を ご利用ください

限度額適用認定証とは？

医療機関の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、被保険者様から申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかしながら、払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。一時的なそうした負担軽減を図る為の方法として、医療機関の窓口で、保険証と共に「限度額適用認定証」(※1)を提示していただければ、1カ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります(※2)ので、ぜひ「限度額適用認定証」(事前申請が必要です)をご利用ください。(※3)

※1 70歳以上の方は保険証と併せて「高齢受給者証」をご提示ください。被保険者が市町村民税非課税者の場合は、別途手続きが必要です(「高齢受給者証」は誕生日の前日が属する月に事業所へお送りします)。

※2 同月に世帯内(被保険者と被扶養者)で複数の方が受診している場合や複数の医療機関を受診している場合、入院と外来がある場合等は別途、高額療養費の申請が必要となります。また、保険負担外分(差額ベッド代等)や入院時の食事負担額等は対象外となります。

※3 有効期限は申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から最長で1年間です。



▶ 窓口での支払額(自己負担限度額)

被保険者の所得区分によって以下のとおりになります(平成27年1月以降診療分)

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※3
① 区分ア(標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費 ^{※4} -842,000円)×1%	140,100円
② 区分イ(標準報酬月額53万円~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 区分ウ(標準報酬月額28万円~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 区分エ(標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤ 区分オ(低所得者) 被保険者が市町村民税の非課税者等。ただし区分ア、イの方は除く	35,400円	24,600円

※4 総医療費とは、保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※5 療養を受けた月以前の1年間に、3カ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合を含む)場合には、4カ月目から「多数該当」となります。

《窓口での支払額の例》

「総医療費100万円、区分ウ、窓口負担3割」の方の場合

● 限度額適用認定証を利用する場合

自己負担限度額 87,430円を支払

$80,100円 + (総医療費 1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%$

高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で精算されるため、窓口でのお支払額が自己負担限度額まで済みます。

● 限度額適用認定証を利用しない場合

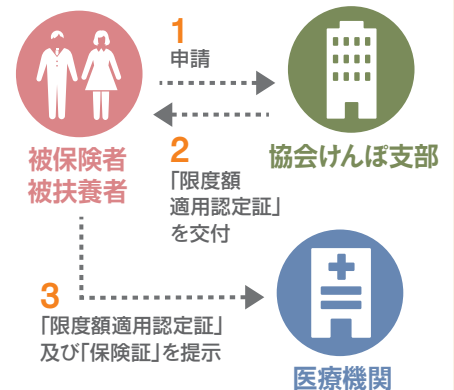
自己負担額 300,000円を支払

総医療費 1,000,000円 × 3割

高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、あとで212,570円が払い戻されます。

▶ 限度額適用認定証の 手続き方法

手続きの流れ



申請書類

● 健康保険限度額適用認定申請書

※被保険者の所得区分が上記⑤オの場合は、「健康保険限度額適用・標準報酬負担額減額認定申請書」に非課税証明書の添付(または申請書内に証明を記載)が必要です。

● 手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144



平成27年度の事業結果並びに決算が承認されました



6月に開催されました平成28年度定時評議員会で、平成27年度事業結果、並びに決算が承認されました。

- 流動資産合計 …… 20,319,657円
 - 流動負債合計 …… 125,605円
 - 正味財産合計 …… 35,255,552円
 - 固定資産合計 …… 20,859,399円
 - 固定負債合計 …… 5,797,899円
- (貸借対照表数値を掲載しています)

事業結果、及び決算は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載していますので、ご覧ください。なお、当協会のホームページをご覧になれない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りすることとしていますので、電話等によりご連絡ください。

浜田会場の社会保険ソフトボール大会が終了しました



去る6月12日(日)には浜田会場の大会を、浜田市のソフトボール協会のご協力をいただき、開催致しました。第6回浜田・江津地区大会(石見海浜公園グランド)は、参加申込みは5チームでしたが、棄権1チームがありました。当日は、空模様も悪くトーナメント方式により開催しました。試合結果は次のとおりです。

優勝 わかば会

準優勝 ハゼヤマ

最優秀選手 光浦選手(わかば会)

優秀選手 宮本選手(ハゼヤマ)

ホームページに写真などを載せていますのでご覧ください。

募集 事務担当者向けに「28社会保険実務基礎講座」を開設します



今年で4年目となる「社会保険実務基礎講座」を、今年度は平成28年8月～平成28年12月の間、毎月2日、合計10日間開設します。なお、今年度は松江会場と、益田会場です。内容は、「平成28年度版『社会保険の事務手続』」を説明します。(但し、労働関係は除きます。)

●会場と開催日

松江会場

調整中です。(決定次第、受講予約者に連絡します)

益田会場

調整中です。(決定次第、受講予約者に連絡します)

●募集人員

松江会場 25名/益田会場 20名

●受講対象者

会員事業所の社会保険事務担当者。会員事業所でない場合には、年金委員か、健康保険委員の方で、一定期間社会保険事務を経験し、毎月2回の受講が可能の方。

●テキスト

平成28年度版「社会保険の事務手続」を初日に1冊づつ配布。

●受講料

無料(受講に係るその他の費用は受講者負担)

●時間

午後1時30分～午後4時30分

●講師

社会保険労務士 他

●受講の予約申込み

電話で直接当協会(0852-27-5059)にお電話ください。または、ホームページの予約申込書に記入してFAXして下さい。(定員に達すれば締め切ります。)

●主催

(一財)島根県社会保険協会 松江・浜田社会保険委員会

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
 全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
 島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻804号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2016.7.13発行 ※次回の発行については平成28年9月を予定しています。